

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名 <u>厚生労働省・内閣官房</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	新型インフルエンザ等対策特別措置法の成立に伴う非課税措置の創設	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種や医療関係者に対する医療等実施の要請等を行うこととなるが、これらの対策を実施するに当たっては、住民や医療従事者の理解と協力が不可欠であり、万が一特定接種による健康被害や医療等の提供による罹患が生じた場合には、健康被害給付や損害補償の救済措置が講じられなければならない。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>(1) 地方消費税（消費税法施行令の改正）</p> <p>① 特定接種に係る健康被害給付（医療費）に関する非課税 特定接種に伴う健康被害給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税を非課税とするもの（予防接種法等に基づく予防接種に伴う健康被害に対する健康被害給付と同様。）。</p> <p>② 医療関係者に対する損害補償としての療養給付に関する非課税 都道府県知事の要請に従い医療等を実施した者が、そのため疾病にかかる等した場合の療養給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税を非課税とするもの（同様の危機管理法制（災害対策基本法、国民保護法）においても同様の非課税措置あり。）。</p> <p>(2) 個人住民税（所得税法施行令の改正）</p> <p>○ 特定接種に係る健康被害給付（障害年金）に関する少額預金の利子所得等の非課税 特定接種に伴う健康被害給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族（妻に限る）の少額預金の利子所得等を非課税とするもの（予防接種法等に基づく予防接種に伴う健康被害に対する健康被害給付と同様。）。</p>	
関係条文	新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 5～7 項、第 63 条	
減収見込額	(初年度) — (—) (平年度) — (—) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種に係る健康被害給付や医療関係者に対する損害補償について、他の類似法と同様の税制上の措置が受けられるよう措置する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種や医療関係者に対する医療等実施の要請等を行うこととなるが、これらの対策を実施するに当たっては、住民や医療従事者の理解と協力が不可欠であり、万が一特定接種による健康被害や医療等の提供による罹患が生じた場合には、健康被害給付や損害補償の救済措置が講じられなければならない。</p> <p>こうした救済に他の類似法と同様の税制上の措置を講ずることは、国としての責務であり、新型インフルエンザ等の発生時の円滑な対応に支障を来すおそれがあることから所要の措置を講じる必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		6—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号） ・ 特定接種に係る健康被害給付に係る規定（法第 28 条第 5～7 項） ・ 都道府県知事の要請に従い医療等を実施した者に対する損害補償の規定（法第 63 条）
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
	ページ	6—2

税負担軽減措置等の適用実績	なし
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	なし